

一般事業主行動計画

当社は、従業員が仕事と子育てを両立できる環境を整えることにより、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間

2. 内 容

<目標1>

計画期間内に、最低20人以上の男性が育児休業を取得する。

<目標2>

計画期間内の女性の育児休業取得率を98%以上とする。

<目標3>

年次有給休暇の取得を促進する。

[対 策]

「業務効率化」や「働き方改革」に向けた取り組みの継続を通じて、仕事と子育てを両立できる環境の整備を引き続き推進していく。

以上